

福島区子育てサポーター及び福島区子育て支援専門員（会計年度任用職員）募集要項

1 募集人数 各1名

2 業務内容

募集区分A 福島区子育てサポーター

福島区役所保健福祉課子育て支援室の相談員として、主に地域の子育て支援施設等を訪問し、子どもの保護者等に対して、子育て相談助言、養育支援を行い、虐待の早期発見・未然防止を図る。

募集区分B 福島区子育て支援専門員

福島区役所保健福祉課子育て支援室の相談員として、主にペアレントトレーニング事業に従事し、子どもの保護者の養育力向上を図る。

ペアレントトレーニング事業の具体的な業務内容は次のとおり

- (1) 事業計画の立案
- (2) 講師との連絡調整等に関する業務
- (3) 参加者との面談・相談支援
- (4) 養育力向上に関する広報・啓発に関する業務
- (5) その他円滑な事業実施にかかる諸業務

3 応募資格

次の（1）、（2）の要件を満たすものがこの試験を受けることができます。

（1）以下のいずれかに該当する者

1. 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学において、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（令和8年3月卒業見込みの者も可）
2. 社会福祉士
3. 公認心理師
4. 精神保健福祉士
5. 3年以上社会福祉に関する業務に従事した者
6. 上記1～5に準ずる者であって、職務に必要な知識経験を有する者

※上記に該当する者の例として、幼稚園・小学校・中学校・養護教諭・保育士・保健師・看護師・助産師等があります。

※募集区分Bについては、ペアレントトレーニングの知識を有する者が望ましい。

（2）地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない者

【地方公務員法第16条（抜粋）】

（欠格条項）

1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
 4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ※日本国籍を有しない方も受験できます。
- ただし、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

4 任用期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※勤務実態に応じて再度任用される場合があります。（2 回まで最長 3 年）

5 勤務条件等

（1）勤務時間・日数

午前9時～午後5時15分（休憩時間45分）

週 4 日 30 時間（月曜日から金曜日のうち本市が指定する4日間）

（2）休日

土曜日、日曜日、月曜日から金曜日のうち本市が規定する1日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始

（3）勤務場所

大阪市福島区大開 1 丁目 8 番 1 号 福島区役所保健福祉課（福島区役所 2 階）

（4）報酬等

報酬額（月額） 209,032 円～233,624 円

※報酬額は採用されるまでの職歴等により上記の範囲内で決定されます。

※期末・勤勉手当は、1年目は 3.64375 月分、再度任用された場合 2 年目以降は 4.65 月分支給されます。

※上記の他に通勤手当や勤務実績に応じた手当（超過勤務手当等）が支給されます。

※上記の金額は令和 7 年 12 月 1 日時点のものですが、給与改定等により採用時には変更される場合があります。

（5）休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、勤務時間に関する規則に基づき付与されます。

・年次休暇は採用時に 12 日分を付与

- ・特別休暇

【有給】夏季休暇 3 日、忌引休暇、結婚休暇、産前産後休暇等

【無給】育児時間休暇、子の看護等休暇、短期介護休暇等

※その他、育児休業等制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり（別途取得要件あり）。

（6）社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険

（7）服務

- ・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
- ・営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

6 選考方法

次の2つの方法により得られた結果により選考します。

（1）論文試験

① 論文テーマ

課題：子育てに悩む保護者に対しどのような支援を行うべきか、あなたの考えを述べてください。

② 字数

400字以上 600字程度（指定様式）

③ 提出方法

採用申込書等の書類とともに、申込期間内に提出してください。

（2）口述試験（面接）

① 日時 令和8年2月10日（火）

※集合時間等詳細については、受験案内にて通知します。

② 場所 福島区役所 2階

7 申込方法

（1）申込書類等

次の書類等を持参または郵便等で送付してください。なお、郵便等の場合は簡易書留（または簡易書留に準ずるもの）で申し込みください。書類等に不備がある場合は受験できないことがあります。

① 福島区会計年度任用職員任用試験受験申込書 1通

※希望する職に□を入れてください。

※福島区子育てサポーターと福島区子育て支援専門員の併願が可能です。

併願の場合は、希望する順番に□を入れてください。

※過去3ヶ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

※受験申込書は、本市所定の様式に限ります。

② 論文

指定様式を使用していれば、手書きでもパソコン等で作成しても構いません。

③ 申立書

④ 「受験案内」送付用定型封筒、「結果通知」送付用の定形封筒 計2通

※それぞれに宛先を記入し110円切手を貼付してください。

(2) 受付期間等

申込期間 令和8年1月29日（木）まで（必着）

※持参の場合は、開庁時間内必着（17時30分まで）

提出先 〒553-8501 大阪市福島区大開1丁目8番1号

福島区役所保健福祉課（子育て教育担当）2階20番窓口

※『子育て支援室会計年度任用職員任用試験受験申込書在中』と朱書きした封筒に入れて送付してください。

8 受験案内の送付

令和8年2月5日（木）までに受験案内が届かない場合はご連絡ください。

当日は、受験案内に同封の受験票をお持ちください。

9 結果通知

結果については、受験者全員に通知します（令和8年2月17日（火）発送予定）。

採用決定通知の際に、受験資格確認書類の提出をご案内します。本市が定める期日までに書類の提出がない場合は採用決定を取り消します。

なお、採用にならなかった方で合格基準以上の成績の方については、令和9年3月31日まで任用候補者名簿に登録し、期間中に欠員が生じた場合に連絡させていただきます。

10 その他

- (1) 受験資格がないこと並びに申込みの内容及び提出書類等に虚偽が認められた場合は合格を取り消すことがあります。
- (2) 提出書類等はお返しません。受験に際して大阪市が収集した個人情報は、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に管理します。
- (3) 面接試験開始時刻より30分以上遅刻した場合は受験できません。
- (4) 令和8年度の予算発効をもって有効とします。

11 問合せ先

福島区役所保健福祉課（子育て教育担当） 横山

〒553-8501 大阪市福島区大開1丁目8番1号

電話06（6464）9860